

## 別表（第3条・第4条関係）

### 補助要件

- (1) 令和6年度内に補助対象事業に係る醸造用ぶどう、シャインマスカットの  
新植・改植が完了するものであること。
- (2) 令和6年度内に資材等の納入及び支払が完了し、翌年度までに資材等の設  
置が完了し、栽培面積の拡大若しくは生産量の増加を図れるものであること。
- (3) 本事業以外の国又は道の補助事業の対象として整備するものでないこと（な  
お、果樹経営対策事業を申請している場合、別添様式を提出すること）。
- (4) 同時に令和6年度6次産業化体制整備支援補助金と重複して補助金交付申  
請をしていないこと。

### 申請区分と補助対象者ごとの補助金の補助率及び上限額

申請区分	補助金の額	
	上限額	補助率
1. 醸造用ぶどう（特定品種） ※ピノノワール、ピノムニエ、カベルネフラン、 メルロー、シラー、シャルドネ、リースリン グ、ソーヴィニヨンブラン、ピノグリ、ピノ ブラン、ゲヴェルツトラミナーに限る	150万円	3分の2以内
2. 醸造用ぶどう（上記1以外のヴィニフェラ 種）	100万円	2分の1以内
3. シャインマスカット	150万円	3分の2以内

※ 重複して申請した場合、2の補助金額とする。

### 補助対象品目

下記に掲げるものとする。

支柱	チェーン
針金	苗木用カバー
アンカー	苗木支柱
ターンバックル	クランプ
グリップル	ビニールハウスの設置に使用する資材
防除ネット	その他、町長が適当と認めるもの